

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		公園予定の区域及び施設における公園管理者以外の公園施設の設置管理許可及び変更許可		
根拠法令及び条項		都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 33 条第 4 項、第 5 条第 1 項		
所 管 部 課 名		建設部 緑化公園課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市都市公園条例(昭和 44 年条例第 23 号)第 17 条		
	基 準	公園予定地についても、公園と同様とする。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 2 0 ～ 3 0 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 ～ 日		
	設定年月日	平成 23 年 3 月 11 日	最終変更年月日	
備 考				